

四日市市告示第340号

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が次の通り掲示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成28年6月2日

四日市市長 田中俊行

1. 書類の送付を受けるべき者

氏名	住所（又は最後の住所）	土地の表示
三和住宅株式会社	松阪市嬉野中川町60番地の4	四日市市末永町484番1の土地 四日市市末永町484番8の土地

2. 掲示場所

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所掲示板  
四日市市本郷町129 施行地区内掲示板